寄稿……1

高齢者の住まいの現状と今後の展望

文/吉村直子(株式会社長谷工総合研究所 主任研究員)

1 はじめに

高齢化が急速に進み、都市部を中心に、同居家族による家庭内介護が期待しにくい単身や夫婦のみの高齢者世帯が急増している。整備コストがかかる「介護施設」一辺倒ではなく、一般住宅の延長にある「サービス付き高齢者住宅」を地域にくまなく供給していくという発想が必要になるが、わが国の場合、欧米諸国に比べると、こうした住宅受け皿の供給が遅れており、整備促進は喫緊の課題となっている。

そうしたなか、国の供給促進策もようやく本格的に進みつつある。国土交通省は2010年5月に「国土交通省成長戦略」を公表した。この中で、現状高齢者人口の1%程度にとどまっている高齢者向けの住まいの割合を、2020年をめどに欧米並みの3~5%に引き上げると明記しており、医療や介護などのサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、供給支援や適切な運営の確保を図るとしている。

2 高齢者住宅とサービスの関係

(1)高齢者住宅で提供されるサービス

高齢者住宅で提供される、あるいは 提供の体制が組まれるサービスには 以下のようなものがある(**図1**)。

①住宅サービス:住居の保障や居住

権(住み続ける権利)といった住宅がもつ大本の機能。また、高齢者に配慮したハードスペック(バリアフリー化された構造、高齢者でも使いやすい設備)

- ②管理サービス:集合住宅において 行われる一般的な建物管理
- ③生活支援サービス:介護サービス に至らない基本的な日常生活支援 サービスのことで、見守り・安否確 認、緊急時対応、生活相談、家事 支援、食事の提供など
- ④ 医療サービス: 医師による診療、 投薬、検査、処置や専門的な看護
- ⑤介護サービス:介護保険制度で提供されるものと、介護保険給付対象外のものがある
- ①②が高齢者住宅におけるハード、③~⑤がソフトに相当する部分である。「ケアサービス付き高齢者住宅」といった場合、「ケア=介護」と連想する人が多いが、介護サービスも含めた③~⑤が広義の意味での「ケアサービス」に該当する。これら③~⑤のサービスを誰がどのように提供するかによって、高齢者住宅の種別や特徴が大きく変わってくる。

(2)サービス提供の違いと 高齢者住宅の区分

わが国には多種多様な高齢者住宅・施設があるが、サービス提供の仕組 みという観点から区分すると、「包括 ケア型」と「選択積み上げ型」に二 分することができる(図2)。

包括ケア型

「包括ケア型」に該当するのは、特別 養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、認知症高齢者 グループホーム、一般型特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設(介護付有料老人ホーム、ケアハウス、適合高齢者専用賃貸住宅)などである。「包括ケア型」は、住居とサービスがセットで提供されるという形態であり、生活支援や介護サービスは、事業主体によって24時間365日保障されている。利用者像が施設の種類によって比較的明確に区分できるのも特徴で、特別養護老人ホームは夜間の看護ニーズがない中重度の人、グループホームは認知症高齢者が利用するといったようになっている。

サービス費用については、介護保 険給付は施設の種類および要介護度 別に規定された丸めの報酬となる。

選択積み上げ型

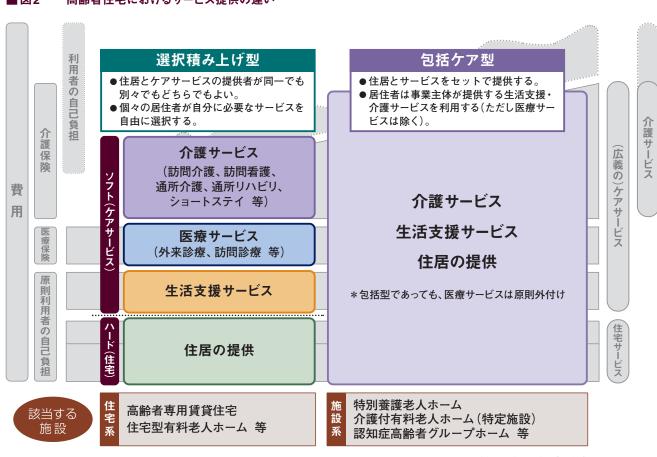
「選択積み上げ型」に該当するのは、 高齢者専用賃貸住宅(高専賃)や住 宅型有料老人ホーム、特定施設入居 者生活介護の指定を受けないケアハ ウスなどである。「選択積み上げ型」 は、住居とサービスの提供者が同一 でも別々でもどちらでもよく、個々の 入居者が自分に必要なサービスを自 由に選択する。

基本的には、高齢者住宅の周辺地域で営業する居宅サービス事業所(訪問介護、訪問看護など)のヘルパーや看護師などがサービスを個々人に届けにやってくるという形態で、高齢者の自由選択により複数の事業所が混在するはずだが、実際には中核となる事業所があるケースが大半である(例えば、高齢者住宅の1階に訪問介護事業所などが併設されていれば、おおむねその事業所が中核事業所となる)。サービスが「選択積み上

■図1――高齢者住宅とサービスの関係 介護保険給付対象外サービス (上乗せ・横だし) 介護保 広義の)ケアサービス 介護サービス (介護保険サービス) 費 用 医療サービス 医師による診察、投薬、検査、処置、専門的な看護 生活支援サービス(介護サービスに至らない基本的な日常生活支援) 見守り・安否確認、緊急時対応、生活相談、家事支援、食事の提供等 管理サービス(集合住宅における一般的なもの) 住宅サービス 住まい(住居)の保障・高齢者に配慮したハードスペック、居住権(住み続ける権利) 自立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 健常~虚弱 軽度要介護 中度要介護 重度要介護

資料:国土交通省資料を一部改変

■図2――高齢者住宅におけるサービス提供の違い



資料:長谷工総合研究所作成

げ」であるので、要介護認定をもとに組まれたケアプランによって地域の通所介護事業所(デイサービス)に通ったり、住戸内で利用する福祉用具のレンタルサービスを受けたりすることも自由である。

サービス費用については、生活支援サービス費は自己負担、また介護 サービスは、介護保険の区分支給限 度額の範囲内で利用する(区分支給 限度額を超えた場合の上乗せ部分は 自己負担となる)。

「選択積み上げ型」の高齢者住宅 を利用する入居者像については、区 分支給限度額内での諸々のサービス の積み上げで生活が成り立つ人とい うことになるだろう。排泄と食事が おおむね自立しており、認知症の症 状が重くない、要介護3程度までの 高齢者というのが一つのイメージで ある。しかし、総量規制による特定 施設(介護付有料老人ホーム等)の 新規開設の落ち込みや、特別養護老 人ホームの絶対的な不足など、「包 括ケア型」高齢者住宅の伸び悩みを 補うものとして「選択積み上げ型」高 齢者住宅の供給が伸びていると考え ると、「選択積み上げ型」高齢者住宅 に対しても終末までの医療・介護機 能を期待する高齢者が増えているこ とが想像できる。利用者像と住宅種 別を単純に固定化するのは、以前に 比べて難しくなっているともいえる。

高齢者住宅における ソフトの付帯のさせ方 ~高専賃に注目して~

ここでは、近年供給が増えている高 専賃に注目し、高専賃におけるソフトの付帯のさせ方について考察したい。数ある高齢者住宅の中でも、近 年は高専賃に営利法人、医療法人な どさまざまな事業者が積極的に参入 してきている。「包括ケア型」高齢者 住宅の介護付有料老人ホームなどと 比べて、ソフト提供の面でハードル が低いと考える事業者も多く、昨今 では大手不動産企業の参入もみられ る。しかし、サービスの付帯のさせ 方には「包括ケア型」とは異なる独 特の難しさがあり、高専賃こそ慎重 な検討と商品企画、運営経験の積み 重ねが必要ともいえる。

高度な運営を要する 外付けサービス

サービスが「選択積み上げ型」であ る高専賃で介護保険サービスを提供 する場合、包括的に提供する「包括 ケア型」高齢者住宅とは異なり、在 宅と同様の運用を求められる。入居 者個々のケアプランに従って、決ま った時間にサービスを提供する必要 があるが、排泄介助のような随時サ ービスはケアプランであらかじめ想 定しておくという考え方になじみに くい。また、訪問介護は原則として 1対1のケアしかできず (一人のヘル パーが同時に複数人の介助を行うこ とは不可)、短時間(身体介護の場合 おおむね20分未満) のサービスにつ いては介護報酬が算定できないよう に制限されてもいる。

こうした課題に対処するためには、 建物内に包括的な動きができる職員 を置いて、適切なケアマネジメントに 従い、臨機応変にサービス提供を行 う体制をつくるなどの対応が考えら れる。ただ、こうした人員配置を行う には、労務管理が極めて重要となり、 メリハリがあり、無駄のない現場オペ レーションが必須となる。

また、建物内に医療・看護・介護 の機能を併せ持ち、柔軟なサービス 提供を実施するといった取り組みも 必要になる。運営に定評のある高専 賃事業者は、医療・看護・介護を複 合化していることが多く、単なる住 宅機能だけではない、安心・安全な 生活環境の提供を目指している(図 3)。

医療はどのフェイズにも必要

医療は、介護の必要がない自立高齢 者にも必要とされるサービスである。 また、国の医療政策では、慢性疾患 の高齢者のケアは、病院での入院加 療から在宅医療への移行が想定され ている。健康維持・介護予防に始ま り、最後にはターミナルケアにも対 応できる住まいのニーズは今後一層 高まると考えられるため、高専賃事 業でも医療連携は重要な柱となる。 建物に診療所などを誘致し、日頃か ら入居者のかかりつけ医として対応 してもらう、また在宅療養支援診療 所と緊密な関係を築き、24時間365 日体制で医療ニーズに応えられるよ うな仕組みが構築できるとよい。

昨今では、医療ニーズの高い高齢 者を受け入れる医療対応型高専賃も 徐々に増えてきている。医療法人運 営の高専賃のみならず、営利法人の 運営であっても、医療法人をグルー プ内に持つことで、レベルの高い運 営を実現しているところもある。

自立者向け市場の 開拓はこれから

高専賃に新規参入する事業者の中には「自立高齢者向けなら介護サービスの必要性も低く、手がけやすい」と考える向きもあるが、これには再考の余地がありそうだ。自立高齢者の場合、何となく日常生活に不安を感じていたとしても、すぐさま住み替えをしたいという切迫感がない。2000年に介護保険制度が始まったことで、介護保険サービスを利用しながら在宅での生活期間を延ばせそうだと考える高齢者が増えたためか、自立者向け高専賃に入居する高齢者の入居時平均年齢はおおむね80歳

3

■図3――高齢者専用賃貸住宅と医療・看護・介護機能の組み合わせ

グループホーム 中 居宅サービス併設 高専賃 ショートステイ 高専賃 規 模 诵所介護事業所 多 訪問介護事務所 機 小規模多機能型 訪問 诵所介護 居宅介護事務所 居宅介護支援事務所 介護 能 事業所 の場合もあり 事務所 食堂(地域開放型もあり) 最もシンプル な形 居宅介護支援事務所 宅サービス+ 高専賃 通所介護事業所 高専賃 訪問介護事務所 機 (単体) 能 医 訪問 訪問 診療所 訪問介護事務所 通所介護 介護 看護 事業所 調剤 事務所 事務所 診療 所

資料:長谷工総合研究所作成

近くと、確実に高齢化している。

当初自立者を対象とした高専賃でスタートしたものの、募集に苦労し、その後、職員を24時間常駐させたり、重度要介護者も受け入れられるよう運営体制を組み直したりするなどの改善を行っている事例も見られる。介護不安の小さい自立高齢者向けの市場は開拓されているとは言い難く、手がけるとすれば、川上の募集戦略も含めて相当な工夫が必要になる。

4 さいごに

高齢化が進行し、とりわけ都市部で 高齢者のみの世帯が急増する中、高 齢者住宅に対するニーズは今後ます ます大きくなるだろう。住み手のニ ーズを第一に考え、必要な時に必要 なだけのサービスを柔軟に提供でき る住まいの整備という観点から、質 がよく、価格面でも多くの人が利用 しやすい高齢者住宅を地域の中に根 付かせていく必要がある。

住宅政策に関しては、従来「ソフ ト(サービス)の問題に住宅行政は関 与せず」といった発想があったもの と思われるが、高齢期に安心して暮 らせるサービス付き住宅の整備は、 住宅・福祉行政が連携して進めなけ れば、十分な成果は期待できない。 その意味でも、2009年に「高齢者住 まい法」が改正され、国土交通省・ 厚生労働省の共管となったこと、ま た地方自治体も俯瞰的視野で高齢者 住宅・施設の整備を計画するように なったことの意義は大きい。その効 果が今後大きく現れることを期待し たい。ただし、高齢者住宅に関する 法令・制度についてはまだまだ矛盾 点や課題も多く、今後も継続して法 制度の再編や改善を進めることが求

事業者側では、国や自治体の高齢 者住宅の供給促進策などを最大限活 用しながら、社会変化や高齢者のニーズを的確に捉えた高齢者の住まいの開発・供給を続けていくことが必要である。多くの事業者の努力により、独創的で良質なハード・ソフトの融合体としての高齢者住宅が今後一層増えていくことを期待したい。

株式会社長谷工総合研究所 〒107-0052 東京都港区赤坂1-5-11 新虎ノ門ビル5階 TEL.03-3586-5801 URL.http://www.haseko.co.jp/hri/

● 著者プロフィール ●

1992年奈良女子大学大学院家政学研究科住環境学専攻修了。同年(株)長谷エコーポレーション入社。1994年(株)長谷工総合研究所に出向、2004年より現職。大学時代より高齢者の居住環境に関する研究に取り組む。有料老人ホーム入居者の生活実態に注目し、ハード・ソフトに対する満足度が生活環境や事業主体に対する評価にどうつながっているかなどについて各地のホームで調査を実施。現在は、高齢者住宅事業に関わる制度・政策や市場環境の評価・分析、事業計画立案のための調査・研究、コンサルティングに携わる。著書に『実践"高齢者の住まい"~医療・介護・住宅からアプローチ~』(創樹社、2010年/共著)ほか。